

観音寺市特別職報酬等審議会（第1回）議事録

- 1 日 時 平成26年10月21日（火） 18時55分～20時15分
- 2 場 所 電算センター3階委員会室
- 3 議 題 (1) 会長の選任及び職務代理者の指名
(2) 議員報酬等の諮問
(3) 諮問案件等についての説明
(4) 意見交換
- 4 出席委員 岡田嘉幸氏、高橋勝久氏、河田正行氏、合田倫和氏、國土セツ子氏、大矢省五氏、石井和男氏
- 5 審議（発言）内容等

（事務局）

観音寺市特別職報酬等審議会条例に基づく審議会の役割を説明する。

（事務局）

「只今より審議会の会長をお決めいただきたいと思います。」

「なお、会長は先程の条例第5条の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、何か意見はございませんか。」

↓

特に、意見なし

↓

（事務局）

「ないようでしたら、事務局案として、前回の審議会を取りまとめいただいた河田委員を推薦したいのですが、いかがでしょうか。」

↓

全員「異議なし」

<会長挨拶省略>

（事務局）

「次に、会長の職務代理者を決定していただきます。審議会条例第5条第3項の規定により、会長が指定することとなっておりますので、どなたかの指名をお願いします。」

（会長）

「それでは、國土委員にお願いします。」

<職務代理者挨拶省略>

↓

（事務局：秘書課長）

「それでは、市長より会長へ諮問書を渡します。」

↓

白川市長が諮問書を読み上げ、河田会長へ渡す。(この後、市長は退席)

(事務局)

「事務局といたしましては、今回を含めて3回で答申をいただければと考えております。」

↓

特別職報酬等審議会の開催等の予定案に基づき、今後の日程を説明する。

(事務局)

「これより先は、河田会長のほうで進行をお願いします。」

(会長)

「それでは、これより私のほうで進行させていただきます。」

「次回審議会の日程は、後でよろしいのでしょうか。」

(事務局)

「添付の開催日調整シートにより、先に調整させていただきますでしょうか。」

↓

各委員の予定を刷り合わせる。

↓

1 1月28日(金)に決定

(事務局)

「それでは、資料に基づき説明させていただきます。」

↓

- 1 市議会議員、市長、副市長、教育長の報酬及び給料の現状を説明
- 2 観音寺市の財政関係指標等を説明(ラスパイレス指数について、政策部長が補足説明)
- 3 職員給与や平均年齢等について、県内8市及び類似団体と観音寺市の比較を説明
- 4 市議会議員、市長、副市長、教育長の報酬及び給料について、県内8市及び類似団体と観音寺市の比較を説明

(事務局)

「このあたりで、質問をお受けしたいと思います。」

(会長)

「はい、それでは、事務局の説明について、何か質問はございませんか。」

(A委員)

「審議会は、3年間開催されていなかったのですね。」

(事務局)

「市長の任期中に1回以上は答申をいただきたいと考えており、前回の任期中に1回、昨年新たな任期となりましたので、本会を開催したところです。なお、開催頻度は市によってまちまちです。」

(B 委員)

「給料や報酬以外の期末手当についても、他団体と同程度なのか。」

(事務局)

「全て同じではないと思われます。」

(事務局)

「資料を持ち合わせておりませんが、議員には勤勉手当がありません。なお、期末手当については、他団体と大差はないと思います。」

(B 委員)

「議員の期末手当は、何カ月分支給されているのか。」

(事務局)

「6月期が1.4月、12月期が1.55月で、合わせて2.95月分支給されています。」

(B 委員)

「県内他市より低いのであれば、単純に給料月額のみを比較するのは不適當であるが、同程度であれば、この資料でもよいと思う。」

(事務局)

「高松市は、本市と同じです。」

(C 委員)

「私たちは、経営状況を判断する際、経常収支比率に着目します。資料によると、3年間跳ね上がっているが、この理由はわかりますか。」

(事務局)

「職員数の減少で職員給与費は、影響していないと思われますが、退職金の関係かとも…」

(C 委員)

「退職金は、基金を積んでいるので影響しないはずですが。退職金が分母に入るのはおかしいと思います。」

(B 委員)

「できれば、25年度の数字も示していただきたい。」

(事務局)

「9月議会で25年度決算の承認をいただいておりますので、次回は、経常収支比率の上昇原因を含めて、お示しできると思います。」

「公債費の影響かもしれません。」

(B 委員)

「そうであれば、公債費比率も上昇するはずであるが、これは上昇していない。」

(事務局)

「25年度の数字は、88.2です。いずれにせよ、22年から24年の間、上がった理由を次回説明させていただきます。」

(D 委員)

「政務活動費は、各市2万～3万であるが、観音寺市がゼロである理由は何か。」

(事務局)

「理由と言えるかどうか分かりませんが、平成17年の合併協議の中で、政務活動費がなかった旧観音寺市の制度を採用したものだと思われます。」

(E 委員)

「各委員会の活動費は、別にあるのか。」

(事務局)

「はい、例えば先進地への視察旅費等は別にかまえております。」

(E 委員)

「8ページの資料に、類似団体との比較が示されているが、市の財政状況はどうなっているのか。財政の良し悪しと現在の給料との兼ね合いが分からない。」

(事務局)

「毎年、市広報紙で財政状況を公表すると、借金ばかりで大丈夫なのかというご批判をいただきます。市長もいろんな場面で説明していますが、庁舎や市民会館等の公共施設の建築には、有利な交付税措置がある合併特例債という起債を活用しています。財政状況で言いますと、市税の収入は今後も期待できない中、社会保障にかかる費用は増高が予想されています。しかし、本日の資料にもありますとおり、職員の平均年齢は高いですが、今後数年での退職者数や職員数の減少を勘案すると、人件費が増高するとは思っておりません。財政状況につきましては、大きなプロジェクトが進行中ですが、中長期的に見ても心配ないと考えております。」

(事務局)

「赤字・黒字を判断する実質収支比率は、一般的に3%から5%が望ましいとされていますが、平成22年の本市の数字は2.8%でした。」

(事務局)

「市の財源は、国の交付税制度に依存するところが大きいわけですが、国の動向により財政状況は大きく左右されます。」

(A 委員)

「給料の10%カットについて、各市対応が異なるようだが、本市の考え方は」

(事務局)

「本市の場合は、白川市長の選挙公約ですので、平成22年から今後も継続すると思われ
ます。」

(E 委員)

「三役の場合は、他団体と比較しても低いように思います。」

(B 委員)

「前の審議会でも、カットを廃止してはどうかという案があった。」

(事務局)

「委員の皆様からそのようなお話をいただきましたが、選挙公約ですので止めるわけにはいかないと思われます。」

(A 委員)

「選挙公約でしたら仕方ないですかね。」

(事務局)

「資料の 9 ページに特別職非常勤職員の報酬をお示ししていますが、こちらについても、審議会条例第 2 条第 2 項において、市長が必要と認める事項について意見を述べる事ができるとされていますので、一緒にご審議いただきたいと思ひます。」

↓

各委員の報酬を資料 9 ページ～ 1 2 ページに基づき説明する。

(事務局)

「固定資産評価審査委員会につきましては、それぞれの地域の方をお願いしていましたが、訴訟対応等も増えてきており、今後は識見を有する方をお願いすべきと考えています。しかし、そのような方をお願いするにしても、現状の報酬は低いのではないかと思われます。」

(事務局)

「条例上、固定資産評価審査委員会の委員は 9 人ですが、これを 1 1 月の臨時議会で 3 名として提案したいと考えています。議決をいただいてからの話になりますが、委員につきましては、地域の有識者ではなくて、弁護士、司法書士、税理士、建築士等をお願いしようとしているところであります。そういったしますと、事務局としては、報酬についてももう少し上げたいと考えています。」

(事務局)

「参考までに、弁護士は 4 0 分で最低 5 4 0 0 円の報酬が必要です。」

(D 委員)

「確かに安いようにも思えますね。」

(会長)

「はい、それでは、事務局の説明について、何か質問はございませんか。」

(事務局)

資料 1 2 ページで、報酬の日額と年額区分について説明する。

(F 委員)

「年額というのは、特に審議事項がなくても表中の額を支払うのか。」

(事務局)

「はい、しかし、逆に何回開催されてもこの額となります。」

(F 委員)

「月額というのは、必要ないのではないか。」

(事務局)

「表中のカッコ書きは、他市との比較のため、年額を月額に換算しているだけです。」

(E 委員)

「平成17年以降見直していないのか。」

(事務局)

「はい、平成17年は合併した年であり、合併後は見直していません。県内の合併した他市においても、ほぼ同様の傾向にあります。」

(D 委員)

「各委員の仕事内容が分からないので、何とも言えないが、仕事の内容に見合った見直しをすべきと考える。」

↓

他に特段の意見がないため、第1回観音寺市特別職報酬等審議会を終了とする。